「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」の運用について

I.「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」への情報提供

(1)各相談機関からの支援要請

各相談機関が「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」 (以下、「プラットフォーム会議」という。)からの支援が必要と判断する事案を受理した 場合、事務局(県人権課)に該当事案についての「新型コロナウイルス感染症にかかる人 権相談プラットフォーム会議への情報提供用紙」(以下、「情報提供用紙」という。)をご 提出ください。

(2) 「プラットフォーム会議」で扱う事案

支援に向けた協議を行う相談事案は、以下の条件全てを満たす事案とします。

ア. 重大な人権侵害又はその発生が懸念されるケースで、かつ緊急対応が必要と相談 機関が判断したケースである

例えば、

- ○感染者等に対する触法・不法行為に関する相談があった場合
- ○インターネット上で誹謗中傷等が発生している場合
- ○学校において、いじめが発生するおそれがある場合など
- イ. 個人で被害の申し出等を行うのが困難である
- ウ. 相談内容のプラットフォーム会議構成機関内共有に、相談者が同意している

(3)「情報提供用紙」の提出

① 「情報提供用紙」の事務局の提示は、相談内容や個人情報の守秘を最優先するために、原則的に人権課へ持参、または、事務局が指定するパスワードを付した WORDファイル、又はPDFファイルを電子メールにて送付してください。

送付先●事務局 県人権課 電子メール jinken@pref.mie.lg.jp パスワードは、事務局へお問合せください パスワードの取扱には、十分注意してください

② 「情報提供用紙」の提出後、必ず事務局に電話連絡をお願いします。

連絡先●事務局 県人権課 059-224-2278

プラットフォーム会議(担当: 小林 、櫛田)

③ 「情報提供用紙」の提出にあたってのFAX利用は原則お避け下さい。

- (3)「情報提供用紙」の記入にあたって
 - 「情報提供用紙」は、できるだけ詳しくご記載ください。
 - ② 「2.相談内容」は、各相談機関の様式を添付いただいても結構です。
 - ③ 「相談者の意向」は、解決に向けた対応策を考えていく上で重要な情報ですので、 確認をお願いします。
 - ④ 「3. 相談機関の支援記録」は、相談者に対して相談員が提示したアドバイスや解決にむけた諸機関を紹介した内容等を記載してください。
 - ⑤ 「4. 支援要請内容」は、相談機関が「プラットフォーム会議」で協議してほしい 対応策の具体を記載してください。
- 2. 「プラットフォーム会議」の開催と相談機関及び相談者へのフィードバック
 - (I)「プラットフォーム会議」開催の判断

事務局に提出された「情報提供用紙」をもとに、支援案件に合致している場合、「プラットフォーム会議(個別事案対応会議)」を開催します。

(2)「プラットフォーム会議」の開催

「プラットフォーム会議」では、「情報提供用紙」をもとに、解決に向けた対応案の検討を行います。相談者に複数の対応案を提示することで自主的な解決につなげていきたいと考えています。

(3)「プラットフォーム会議」から相談機関へのフィードバック

「プラットフォーム会議」で提示された、解決に向けた対応案は事務局で整理し、 「情報提供用紙」を提出した相談機関へフィードバックします。その後、相談機関から相談者に助言を行ってください。

なお、助言を受けた相談者がスムーズに問題を解決できるよう、事務局から、相談 概要の伝達等の支援を各支援実施機関に提案する場合があります。その際は、その旨 を相談窓口にも連絡しますので、ご了承ください。